

令和7年度地方税制改正の概要(県税関係)

以下の内容は、令和7年4月1日現在の法令等に基づくものです。

1 個人住民税【令和8年1月1日施行】

「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次のとおり改正します。

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応	<最低保障額> 現 行：55万円 改正後：65万円
②基礎控除の見直し	改正なし（最高43万円）	現 行：最高48万円 改正後：最高95万円
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応 ①現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「160万円まで」を対象とする ②子等の給与収入が「160万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除する	「特定親族特別控除」の創設 ①現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする ②子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除する
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	現 行：48万円 改正後：58万円

2 自動車税環境性能割

歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長します。

3 軽油引取税

元売業者及び特約業者以外の方が製造した軽油を自ら消費又は譲渡した場合や、元売業者又は特約業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税のみならず課税について、課税標準数量から既に軽油引取税又は揮発油税が課された軽油又は揮発油の数量を控除することを明文化します。